

秋田市公共工事コスト縮減要綱

〔平成15年4月17日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注し、又は補助する工事における一層のコスト縮減を図るため、設計に取りかかる段階で行う協議（以下「協議」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(協議対象工事)

第2条 協議の対象は、予算額で1,000万円以上の設備工事、3,000万円以上の建築工事（附帯設備を含む。）および土木工事とし、それ以外の工事については、工事検査室長が指定するものとする。

2 性能発注および設計競技等については、別途協議するものとする。

(協議の手續)

第3条 事業担当課長は、前条第1項に規定する工事の設計に取りかかる段階において、協議依頼書（様式第1号）を工事検査室長に提出するものとする。

(協議の実施)

第4条 工事検査室長は、協議依頼書の提出があったときは、「公共事業のトータルコスト縮減指針」に基づき、的確な指導・助言をし、相互で協議するものとする。

(協議の結果)

第5条 工事検査室長は、協議の結果を速やかに協議結果通知書（様式第2号上段）により、事業担当課長に通知するものとする。

2 事業担当課長は、前項の規定により設計された内容を、設計終了後、工事検査室長に設計終了報告書（様式第2号中段）により報告するものとし、工事検査室長は、その内容を完了確認書（様式第2号下段）により確認するものとする。

(工事執行伺書への完了確認書の添付)

第6条 協議の対象となった工事の予算執行伺については、前条の完了確

認書を添付し、決裁を受けるものとする。

(協議対象外工事の取扱い)

第7条 第2条に掲げる工事以外の工事については、事業担当課の補佐相当職にある職員がその任に当たるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月17日から施行する。

(秋田市建設工事設計審査試行要綱の廃止)

2 秋田市建設工事設計審査試行要綱（平成12年8月7日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。